

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月 日

三次市教育委員会委員長

三次市立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令

三次市立学校職員衛生管理要綱（平成20年三次市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成20年法律第73号」を「昭和33年法律第56号」に改め、同条第2項中「実施に関しては、」の次に「三次」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年6月24日から施行する。